

事 業 主
健康保険委員 様

兵 庫 県 運 輸 業 健 康 保 険 組 合
理 事 長 濱 田 長 伸



健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について
(高額療養費制度の見直し)

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法施行令等の一部を改正する政令および健康保険法施行規則等の一部を改正する政令が令和8年7月29日付で公布され令和8年8月1日から施行され、また、令和9年8月からの二段階で制度の見直しを行うこととしております。高齢化の進展や高額薬剤の開発・普及等により医療費が増大する中、「制度の持続可能性の確保」と「長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化」を行う観点から改正を行うものであり、内容は下記のとおりですので、別紙「患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額」およびリーフレットをご参照のうえ事務の円滑な実施にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

【令和8年8月診療分からの見直し】

1. 月ごとの自己負担限度額の変更

所得区分（標準報酬月額）に応じて高額療養費の月単位の自己負担限度額が設定されていますが、各区分の自己負担限度額の計算が変更となります。

2. 「年間上限」の新設

新たに年間（8月1日から翌年7月31日まで）の上限額（年間上限）が新設されることにより「年間上限」に達した場合、それ以上の医療費については還付を受けることができます。申請方法は償還払いとなりますが、申請用紙（未定）は該当される方に順次お送りいたします。なお、70歳未満の場合は一医療機関で自己負担額21,000円を超えたものが対象となります。

3. 長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化

- (1) 多数回該当（直近12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が軽減されます。）の自己負担上限額を維持
- (2) 住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「年収200万円未満」の方の多数回該当の金額が引き下げになります。
- (3) 外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）の見直し
「住民税非課税区分：低所得Ⅰ」に外来年間上限を導入し、年間の最大自己負担額（12ヶ月限度額を負担される方の負担額）を現在よりも増加させない。

【令和9年8月診療分からの見直し】

所得区分（標準報酬月額）が細分化され、月単位の自己負担限度額が変更になる場合があります。

（参考）

◎令和8年8月からおよび令和9年8月からの実施を予定している高額療養費制度の見直し内容については厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、あわせてご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

◎厚生労働省において今般の高額療養費制度の見直し等に関する問い合わせに対応して被保険者向けのコールセンターを設置していますので、ご了知いただきますようお願いいたします。

設置期間：令和8年7月～令和9年3月※日曜日、祝日、年末年始は除く

対応時間：午前9時～午後6時

電話番号：0120-617-111（フリーダイヤル）

◎ご自身の所得区分（ア, イ, ウ, エ, オ等）の確認方法

マイナポータルでご確認いただけます。

（マイナポータルへログイン＞健康保険証＞限度額適用認定証関連の情報）

マイナポータルはこちら → <https://myna.go.jp/>